

議案第55号

上越市印鑑条例の一部改正について

上越市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月10日提出

上越市長 小 菅 淳 一

上越市印鑑条例の一部を改正する条例

上越市印鑑条例（昭和50年上越市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「又は」を「、」に改め、「以下同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。））」を加え、同条第2項中「又は個人番号カード」を「、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」に改める。

第16条第1号中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書（これらのうち）」に改める。

第17条第1号及び第2号中「又は個人番号カード」を「、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。